

「進出口商品検閲法実施条例」

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

進出口商品検査法実施条例(輸出入商品検査法実施条例)が 2005年12月1日から施行されます

1. 進出口商品検査法実施条例(国務院令[2005]447号)の概要

- (1) 輸出入商品検査法 (1989年施行、2002年改正)の施行規則
- (2) 新条例の特徴(対92年条例の改正点)
 - 検査項目中、「環境保護」を明記(9条等)
 - 輸入品検査における追加事項
 - イ) 原材料用固体廃棄物;
輸出・入者ともに輸出入契約調印前の事前登録および政府指定検査機関で発送前検査の実施および積載輸送前検査証書取得を義務付け(22条)
 - ロ) 中古機電製品;
輸出入契約調印前の検査機関届出および高額商品、安全・健康・環境への影響が懸念されるものは政府指定の検査機関で積載輸送前検査を実施し、積載輸送前検査証書取得を義務付け(22条)
 - ハ) 自動車・二輪車の輸入;
車両検査証書その他証書を車両管理機関へ申請し車両ナンバーを証明の受領および出入国検閲検疫機構による品質欠陥に対する責任を明記(23条)
 - 食品;
輸出食品メーカーに加えて輸入食品メーカーにも衛生営業許可登記を義務付け。輸出入を行う前にラベルや成分表示などの真実性、正確性についての検査を義務付け(32条、34条)
 - 化粧品;
輸出入を行う前にラベルや成分表示などの真実性、正確性についての検査を義務付け(34条)
 - 罰則規定の強化;
(例) 法令規定の検査をしないで販売、使用等した場合の罰金額は商品価値の5~20%(Cf;旧規定1~5%)(45条~60条)
 - 検査申請方法の拡充;
輸出入者自身に加えて、登録済みの代理業者や出入国速達物運営企業(国際クーリエ業者等)利用の輸出入の場合は当該事業者による代理申請が可能(12条)
文書による申請に加えて、一定の条件を満たす場合はデータ送信による申請も可能(42条)
- (3) 輸出入商品検査法第4条に規定する「輸出入商品目録」;
国務院対外貿易主管部門、税関総署などと協議の上制定、調整を行う(3条)